



沢辺税理士事務所通信 「STORY」

平成26年7月1日号
NO.003

ごあいさつ

いつもお世話になっております。税理士の沢辺でございます。今年は広島カープが好調です。そして全国的に盛り上がっています。「カープ女子」という言葉は、今年の流行語大賞にノミネートされるかもしれませんね。私も今年はもう3回マツダスタジアムに応援に行っていますし、中国新聞のスポーツ欄を見るのも毎日楽しみです。一説によると、カープが優勝した場合の経済効果は162億円だそうです。

資産運用について考えています ~事務所HPブログより~

「攻撃は最大の防御」という言葉があります。スポーツや戦いにおいて、自ら攻撃に出ている間は相手は守りに入るわけだから、相手に攻め入る時を与えないことこそが、すなわち自らを守ることにもなる、ということです。ところで、株式投資などの資産運用についてはどうでしょうか？私の経験からすれば、「**防御こそが最大の攻撃**」であると言えると思います。

残念ながら高度成長期、安定成長期は、もう日本には訪れないでしょう。発展途上の国においても成長期のスパンは、すぐに外資に蹂躪されるこのご時世では、かなり短くなっています。世界的に経済環境の変化は激しく、連鎖的になっています。

その中で、同じ「攻めの投資戦術」に固執してしまうと、間違いなく負けます。1~2年は勝つことができても、5年、10年のスパンでは必ず負けるでしょう。そのやり方が通用しなくなっても、「守り」に切り替えることができないからです。

結局のところ、交際費はいくらまで使ってもいいのか？ ~事

務所HPブログより~

「交際費はいくらまで使ってもいいのか？」との質問を受けることがよくあります。税務署の調査が入ったとき、いくらまでなら認めてくれるか、という意味合いです。**結論から言いますと、いくら使ってもかまいません。税法のどこにも、金額の多寡で経費性を判断する条文はありません。**

ですので、経営上必要と判断される交際費はしっかり使って、全て交際費として処理してください。ただし、**やはり問題となるのは、それが「事業上の」交際費であるか否かです。**言うまでもなく、家族での食事や、個人的な買い物は経費になりません。しかし、経営者同士での飲食や、同業団体の活動費など、プライベートと事業上との境界線があいまいなものが多く含まれるのが実態です。税務当局としても、シロともクロとも断定できない、「一部交際費」的なものが多く出てくると、落とすところとして、「同規模の同業者の平均的な交際金額が 円だから、それを超える部分はプライベートと考えられますね」という話をしてくるわけです。**こういう話を聞くと、「やっぱり交際費の上限ってあるんだ」と誤解しがちです。でも、それは税務上の判断材料としては不十分ですよ。**

各記事の詳細内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。  **税理士 沢辺** で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 0082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>